

宝塚市
広報番組制作業務に係る公募型プロポーザル
提案募集要項

令和6（2024）年10月
宝塚市

目次

1	目的	1
2	企画提案募集の概要	1
3	応募資格	1
4	業務仕様書に関する質疑応答	1
5	提案書の提出	2
6	参考予算上限額	3
7	提案募集及び契約までのスケジュール	3
8	応募に要する費用	4
9	選定方法	4
10	結果の通知	4
11	優先交渉権者決定後の取扱い	4
12	配付資料	4
13	失格条項	5
14	その他	5

1 目的

市政情報や市のイベント情報を市民に分かりやすく紹介する番組を制作し、市公式 YouTube で発信するとともに、さまざまなメディアを活用した PR を行うことにより再生回数およびチャンネル登録者数の増加を図り、幅広い世代に市の情報を届け、市への愛着を持ってもらうことを本業務の目的とし、企画提案を募集する。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市広報番組制作業務

(2) 募集内容

広く企画提案を募集するため、公募型プロポーザル方式を採用し、「1 目的」及び別紙「広報番組制作委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に沿った提案を募集するものである。

(3) 提出先

宝塚市 企画経営部 広報課

住所：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号（本庁舎4階）

TEL：0797-77-2002（直通）

FAX：0797-74-6903

電子メール：m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp

3 応募資格

プロポーザルに参加できる者（単独又は共同事業体）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共通事項

ア 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当していないこと。

ウ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始決定を受けていない者であること。

オ 提案事業者に課税された国税、都道府県税、市町村税に未納がないこと。

※国税については、法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）を提出すること。

カ 企画提案書を作成した責任者を、本事業の責任者として引き続き従事させることができること。

(2) 個別事項

ア 共同事業体による参加の場合、構成員は前記(1)の条件を満たしていること。また、構成員間における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

イ 参加申込にあたっては、1事業者1参加申込とし、共同事業体による参加の場合、当該共同事業体の構成事業者は、本委託の他の共同事業体の構成事業者を兼ねていないこと。

4 業務仕様書に関する質疑応答

(1) 質疑期限

令和6年10月24日（木）午後3時まで

(2) 提出先

「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛て

(3) 質疑方法

- ・「様式6 質問書」の Excel ファイルを送信すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・メール 1 通あたりの容量は 10MB 以下にすること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市広報番組制作業務 業務仕様書質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

- ・回答は、令和6年10月31日（木）までに、質問者及び参加申込書を提出しているすべての事業者に対して、全ての質問内容及び回答を送信するとともに市ホームページに掲載する。
- ・質疑を行った事業者名は原則として公表しないものとする。

(6) 留意事項

質疑応答の内容が業務仕様書の内容に抵触する場合は、質疑応答の内容を優先することとし、その限りで業務仕様書に追加、削除又は変更があったものとみなす。

5 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後3時まで（必着）

(2) 提出書類

- ・提出書類は各者1案とする。
- ・提出書類及び部数は以下のとおり。

提出書類	様式	提出部数	備考
参加申請書	1	1部	代表者印は不要とする。
会社概要	2	原本1部 副本7部	
共同事業体結成届	2-2		共同事業体を結成する場合のみ提出
共同事業体結成に係る委任状	2-3	1部	共同事業体を結成する場合のみ提出
類似業務実績調書	3	原本1部 副本7部	実績を記載したもの（匿名の記載については評価対象外となるため、注意すること。）
商業登記の謄本（写し）	—	1部	令和6年1月1日以降に取得した、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）（写し）	—	1部	令和6年1月1日以降に取得したもの。
提案提出書	4	原本1部 副本7部	代表者印は不要とする。
見積書	5		正式見積書（代表者印は不要とする。）として、提案書の内容で作成したものを提出すること。
企画提案書	任意		「5（4）企画提案書の様式」及び「5（5）企画提案書の内容」のとおりに。

(3) 提出方法

事前予約の上、「2（3）提出先」まで、紙媒体で「5（2）の提出部数」のとおりに、CD-R（PDF デ

一タまたは市が提供した形式) 1 枚を持参すること。参加を辞退する場合は、速やかに辞退理由書(任意様式)で連絡すること。

提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取扱いをすることはない。

(4) 企画提案書の様式

- ・様式の定めがあるものについては様式のとおり。様式の定めのないものについては原則 A 4 版、横書きとする。
- ・目次を付すこと。
- ・表紙、目次等を含めて 1 部につき両面 20 ページ以内とし、ページ番号を付けること。「原本 1 部・副本 7 部」で提出するものはまとめて 2 穴綴じフラットファイルに左綴じすること。

(5) 企画提案書の内容

- ・業務仕様書の内容に基づき、「別紙 4 企画提案書作成要領」に従って項目順に漏れなく企画提案書に記載すること。
- ・各項目の記載内容について、業務仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。なお、提案内容により既設項目に含めて評価することがある。
- ・企画提案書の説明は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど、見やすく明確に作成し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。「別紙 4 企画提案書作成要領」の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい企画提案書は評価できないことがある。

(6) 留意事項

- ・提出書類に関する変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、宝塚市が認めた場合はこの限りではない。
- ・提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。なお、返却は行わないものとする。
- ・提出書類の内容について、宝塚市より問い合わせを行う場合がある。

6 参考予算上限額

総 額 金 1, 7 5 0, 0 0 0 円 (税込)

- ・消費税は 10% で計算すること。

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

7 提案募集及び契約までのスケジュール

提案募集要項の公告	令和 6 年 10 月 17 日 (木)
質疑受付 (業務仕様書)	提案募集要項の公告日から 令和 6 年 10 月 24 日 (木) 午後 3 時まで
質疑 (業務仕様書) に対する回答	令和 6 年 10 月 31 日 (木)
提案書提出期限	令和 6 年 11 月 7 日 (木) 午後 3 時まで
企画提案説明会の日時・場所の通知	令和 6 年 11 月 12 日 (火)

企画提案説明会	令和6年11月19日（火）・20日（水）
審査結果通知・優先交渉権者決定	令和6年12月2日（月）予定
優先交渉権者と交渉	令和6年12月2日（月）から

※スケジュールについては、宝塚市の都合により変更する場合がある。

8 応募に要する費用

応募に要する費用（書類の作成、提出及びその説明に係る費用等）は提案事業者の負担とする。

9 選定方法

（1）優先交渉権者の選定審査について

- ・宝塚市広報番組制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査会を設置し、提出書類及び企画提案説明会（プレゼンテーション）による審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者1者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。
- ・優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に「2（3）提出先」へ説明を求めることができるものとする。

（2）企画提案説明会（プレゼンテーション）について

- ・詳細は、「別紙2 企画提案説明会について」を参照すること。
- ・プレゼンテーションの内容は契約時の仕様を含めるものとする。
- ・その他詳細は、別途通知する。

（3）審査基準について

- ・審査は、「別紙1 提案審査基準」「別紙3 審査評価項目」に基づき実施する。
- ・本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、内容点が満点（各委員の評価点の合計）の60%未満の場合には不採用とする。

10 結果の通知

審査結果は、企画提案説明会（プレゼンテーション）に参加した全事業者に令和6年12月2日（月）（予定）に、書面及び電子メールにより通知する。

11 優先交渉権者決定後の取扱い

（1）宝塚市は、協議の整った者を当選事業者とし、契約する予定である。

（2）履行・契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで。

※なお、支払いは原則、業務完了後に一括。

12 配付資料

（1）配付資料一覧

1. 提案募集要項

- 別紙1 提案審査基準
- 別紙2 企画提案説明会について
- 別紙3 審査評価項目
- 別紙4 企画提案書作成要領

2. 業務仕様書

- 資料 1 宝塚市広報番組のテーマについて
- 資料 2 秘密保持等に関する特記仕様書

- 様式 1 参加申請書
- 様式 2 会社概要
- 様式 2-2 共同事業体結成届
- 様式 2-3 共同事業体結成に係る委任状
- 様式 3 類似業務実績調書
- 様式 4 提案提出書
- 様式 5 見積書
- 様式 6 質問書

(2) 配付資料の一部について変更する場合は、配付した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

1 3 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程（本要項の配付開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで）で、「3 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- (9) 見積書の金額が、参考予算上限額を超過しているとき

1 4 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 当選した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の基本とする。
- (3) 当選した提出書類の内容は、宝塚市と当選事業者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。
- (5) 提出書類の作成のために宝塚市より受領した全ての資料は、宝塚市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (6) 提出書類は返還しないと、本事業以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。